平成２３年（フ）第６０５号
大阪府阪南市山中渓345番地の18
債務者　北出　順子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第６０９号
大阪府泉佐野市本町４番21号いづみ荘
債務者　髙橋　芳信
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３３９号
奈良県天理市川原城町393番地１
債務者　川北　峰子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第６号
香川県綾歌郡綾川町陶6715番地３
債務者　長尾　康宏
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２４９号
香川県高松市西春日町1407番地　県営住宅西春日団地25棟105号室
債務者　十河　清一
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２５５号
香川県高松市川部町528番地67
債務者　藤澤千惠子（旧姓岩井）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２７４号
香川県高松市屋島西町2293番地３　清園104号室
債務者　髙橋　仁美（旧姓岡﨑）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２８４号
香川県高松市塩上町１丁目５番７号　エトワール・レーベン302号室
債務者　山地はゆる（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５０号
香川県観音寺市流岡町685番地４、住民票上の住所香川県三豊市豊中町上高野3315番地
債務者　西村　好男
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８３号
香川県丸亀市北平山町１丁目８番３号
債務者　細川　　優
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第８４号
香川県丸亀市北平山町１丁目８番３号
債務者　細川ユリ子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第１０７号
香川県丸亀市土器町東６丁目226番地　アップルハイツⅡ207号
債務者　安藤　和浩
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第２１１号
高知市和泉町４番26号
債務者　杉野　和代
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４００号
高知市九反田６番３号　ライブコア401
債務者　長野　真紀
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０４号
高知市種崎638番地18
債務者　岡田　英之
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０７号
高知市鳥越105番地２
債務者　吉村　理惠
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４１３号
高知市長浜587番地
債務者　早川　英夫
1　決定年月日時　平成23年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第６１４号
千葉市若葉区千城台東３丁目17番５棟408号
債務者　山田智恵美
1　決定年月日時　平成23年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係